金沢市納税事務業務委託公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

「金沢市納税事務業務委託」において、納税課の窓口・電話対応、滞納整理に係る事務補助業務を納税事務全般にわたって専門知識・経験・技術を有する事業者に委託し、市民サービスの向上や新規滞納者発生の抑制を図る。また、徴税吏員にしか許されていない調査権・処分権を行使するコア業務に専念できる体制を整え、滞納整理を効率的に進めることで、市税収入率を向上させていく。この要領は、プロポーザルによって「金沢市納税事務業務委託」を実施する最適な事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

２　一般事項

（１）名称

金沢市納税事務業務委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

（２）方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

（３）主催者及び事務局

ア　主催者　　金沢市

イ　事務局　　金沢市総務局納税課

〒920-8577　金沢市広坂１丁目１番１号

担当者　吉田

電話　076-220-2171（直通）　FAX　076-220-2154

E-mail　zeimu@city.kanazawa.lg.jp

（４）実施要領等の交付の方法等

ア　方法　　本市のホームページにて公表する。

イ　交付資料　(ｱ)　金沢市納税事務業務委託公募型プロポーザル実施要領

(ｲ)　金沢市納税事務業務委託仕様書

(ｳ)　提出書類様式

（５）日程

実施要領等の交付期間	令和７年　５月　７日（水）～ 23 日（金）
実施要領等に関する質問の受付期間	令和７年　５月　７日（水）～ 14 日（水）
質問応答	令和７年　５月 20 日（火）
参加表明書の提出期間	令和７年　５月　７日（水）～ 23 日（金）
企画提案書提出者の選定通知	令和７年　５月 30 日（金）
企画提案書の提出期間	令和７年　６月　２日（月）～　７月 11 日（金）
ヒアリングの実施	令和７年　７月 17 日（木）～ 22 日（火）予定

審査結果通知、契約締結	令和７年　７月下旬予定
準備期間	令和７年　８月　～　９月
運用開始	令和７年 10 月　１日（水）

３　応募資格

（１）応募者の資格要件

ア　応募者は、次の要件に該当する者とする。なお、応募者は別の応募者の協力事業者となることはできない。

(ｱ)　金沢市の令和７年度役務の入札参加資格を有すること。なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書提出日（以下「提出日」という。）までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査終了までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

入札参加資格申請については金沢市公式ホームページを参照すること。

(ｲ)　金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。提出から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。

(ｳ)　次の(a)から(c)のいずれにも該当しないこと。

(a)　役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者

(b)　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者

(c)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第１項及び第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第１項の更生手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第 199 条第１項の更生計画の認可の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続の申立てをなされなかった者とみなす。

(ｴ)　別紙「金沢市納税事務業務委託仕様書」に規定する業務に対応できること。

(ｵ)　令和２年４月１日以降に人口 20 万人以上の地方公共団体において、類似業務（地方税徴収の窓口・電話対応、滞納整理に係る事務補助業務）について履行した実績があること。

(ｶ)　プライバシーマーク又は ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証

を取得していること。

（２）応募資格の制限

次に該当する者は、３（１）の応募者の資格要件を満たしていても本プロポーザルの応募者となることができない。また、応募者は、次に該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。

ア　金沢市納税事務業務委託事業者選定委員会の委員

イ　アが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）に所属する者

４　当選者の業務概要

（１）業務名

金沢市納税事務業務委託（以下「本業務委託」という。）

（２）業務内容

当選者は、納税課における窓口・電話対応、滞納整理に係る事務補助業務を行う。また、事業者が有するノウハウを活かし業務の円滑かつ効果的な実施に役立つ事務改善につながる提案等を行い市民サービスの向上を図る。

（３）契約期間

契約締結日から令和８年３月 31 日まで

ただし、本業務を誠実かつ効果的に履行した場合は、契約期間終了後から令和 12 年３月までは年度ごとに予算の範囲内で随意契約することができるものとする。

５　提案条件

（１）業務委託費上限額

28,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（２）著作権その他の取扱い

作成した成果品は、金沢市がその権利を有するものとする。

６　提案募集の手続

（１）参加表明書及び資格確認書類の提出

ア　提出書類

(ｱ)　参加表明書（様式１）

(ｲ)　誓約書（様式２）

(ｳ)　会社概要書（様式３）

最新年度の賃借対照表及び損益計算書（写）を添付すること。

(ｴ)　プライバシーマーク又は ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の付与認定書（写）

(ｵ)　契約実績書（様式４）

令和２年４月１日以降に人口 20 万人以上の地方公共団体において、類似業務を履行した契約実績を、人口規模が大

きい順に最大５件まで記載し、契約書（写）を添付すること。

イ　作成要領　　用紙の大きさはＡ４判、左仮綴じとする。

ウ　提出部数　　１部（カラー印刷可）

エ　提出期限　　令和７年５月７日（水）から令和７年５月 23 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれ午前９時から午後５時 45 分までに持参する。郵送又は宅配便等の場合は、令和７年５月 23 日（金）午後５時 45 分必着とする。なお、電送は認めない。

オ　提出先　　２（３）イ に同じ

（２）資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の有無に関する確認結果については、参加表明者に確認結果を通知し、参加資格を有する者に企画提案書の提出を要請する。

（３）企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、別紙「金沢市納税事務業務委託仕様書」の内容を踏まえた上で、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

ア　提出書類　　(ｱ)　企画提案書表紙（様式５）
(ｲ)　企画提案書（様式６）
(ｳ)　参考見積額及び内訳書（様式７）

イ　作成要領　　(ｱ)　企画提案書（様式６）は、左仮綴じとし、簡潔に記載すること。記載事項に不足がある場合は、25 ページを上限に記載欄を追加すること。また、会社名、ロゴマーク、法人名を特定できるような表示はしないこと。

ウ　提案内容　　企画提案書の作成は、別表「提案（評価）項目及び評価基準表」中の「提案（評価）項目１から５」について、「企画提案書（様式６）」の順番に従い、できるだけ具体的かつ簡潔に作成すること。

エ　提出部数　　正本１部、副本 10 部

オ　提出期間　　令和７年６月２日（月）から令和７年７月 11 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれ午前９時から午後５時 45 分までとする。郵送又は宅配便等の場合は、令和７年７月 11 日（金）午後５時 45 分必着とする。なお、電送は認めない。

カ　提出先　　２（３）イ に同じ

（４）質疑応答

ア　受付期間　　令和７年５月７日（水）から令和７年５月 14 日（水）午後５時 45 分までとする。

イ　提出方法　　質問書（様式８）を電子メールで提出すること。

ウ　提出先　　２（３）イ のE-mailアドレス

エ　回答方法　　質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害するものを除き、令和７年５月20日（火）に本市ホームページで回答内容を公表する。

（５）書類作成及び提出における留意事項

ア　提出書類は、簡潔かつ分かりやすく記載すること。文字は注記等を除き原則として11ポイント以上とすること。また、イラスト、イメージ図、ゾーニング図等はカラーとしてもよい。

イ　写真等の資料を使用する場合は、提案者において調達すること。また、第三者の著作権その他の権利を侵害しないこと。

ウ　書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に定める単位に限る。

エ　提案は、１者につき１件に限る。

オ　参加表明書及び企画提案書の提出後、記載された内容の変更は認めない。

カ　提出された書類は、返却しない。

７　審査方法等

（１）審査方法

審査については、金沢市納税事務業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案者の中から、参加表明書、企画提案書及びヒアリングの内容を総合的に勘案した上で、別表「提案（評価）項目及び評価基準表」に基づき評価し、各委員の評価点の合計が最も高い者を選定する。ただし、最低合格ラインは６割（240点）以上とする。また、評価点が同点となる者が２者以上あるときは、委員の合議により順位を決定する。

（２）選定委員会

選定委員会は、次の６人で構成する。

金沢税務署長

石川県金沢県税事務所長

金沢市総務局長

金沢市総務局次長（税務担当）

金沢市市民局保険年金課長

金沢市総務局納税課長

（３）ヒアリングの実施

ア　日時　　令和７年７月17日（木）～22日（火）を予定（別途通知）

イ　場所　　金沢市役所本庁舎内（別途通知）

ウ　実施時間　　１者あたり50分以内（準備、撤収時間を除く。）とし、説明に

30 分、質疑応答に 20 分の配分とする。

エ　参加人数　　１者あたり３人以内とする。なお、電話及びビデオ通話等による遠隔での参加は認めない。

オ　器材等　　説明にあたり、必要な器材は全て事業者で用意することとする。ただし、ディスプレイは本市で用意する。

カ　その他　　ヒアリングに出席しない場合、受注意思がないものとみなして選定の対象としない。

（４）審査結果の公表及び通知

審査の結果については、令和７年７月下旬（予定）に当選者を公表するとともに全ての提案者に郵送で通知する。なお、審査結果についての問い合わせは文書で令和７年８月１日（金）までに提出するものとし、電話等での問い合わせには、いかなる場合も応じない。

８　その他

（１）失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア　提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ　提出書類に虚偽の内容が記載された場合

ウ　会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合

エ　審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ　本実施要領に違反すると認められる場合

カ　上記アからオまでに定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合等、選定委員会が失格であると認めた場合

キ　当選者が契約を締結しない場合又は応募資格を満たさなくなった場合等は、次点者と締結交渉を行う。

（２）辞退

企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

（３）費用負担

本プロポーザルへの参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とし、参加報酬は支払わない。

（４）その他

ア　選定委員への質疑、照会、連絡、相談等は、いかなる場合も認められない。

イ　提出書類は、選定及び特定を行う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

ウ　特定した企画提案書の著作権は、特定者に帰属するものとする。ただし、金沢市は特定者の許諾を得ることなく、無償で企画提案書を利用すること（公表し、複製し、展示すること等をいう。）ができるものとする。